

種苗法改正の概要

1 改正の背景

- ・国内の優良品種の海外流出、海外での産地化、第三国への輸出等の問題の発覚 ⇒ 日本の農産物輸出への悪影響、農業競争力の低下の懸念
- ・育成者権の活用しづらさの顕在化 ⇒ 違法行為に対する抑止力の低下

2 主な改正のポイント

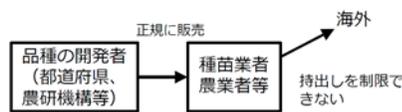
(1) 育成者権者の意思に応じて海外流出、県外流出等を防止できるようにする(令和3年4月1日施行)

《現行法》

- ・適法に購入された種苗は、育成者権が消尽

(問題点)

購入した種苗の**国外への持出しを制限できない**



《改正法》

- ・品種登録時に利用条件を付すことで、利用条件に反する行為は種苗法違反となる

※ 施行前に出願・登録済みの品種については、①のみ付すことができる

(利用条件)

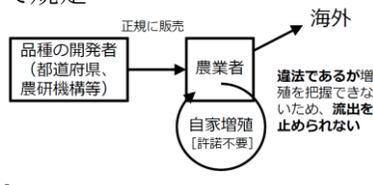
- ①「**国外への持出しの禁止**(輸出先国の指定)」
- ②「**国内の栽培地域の指定**(許諾なしに栽培できる地域の指定)」

(2) 農家による種苗の増殖について、育成者権者の意思に応じて許諾制等を選択できるようにする(令和4年4月1日施行)

自家増殖は、育成者権の効力の例外として規定

(問題点)

増殖した種苗を他者に譲渡する行為は従前から違法。しかし、種苗の譲渡の事実の把握や、損害賠償や刑事罰の要件である故意、過失の証明が困難であり、**国外や県外の持出しを抑止できない**



- ・育成者権の効力の例外規定から、農家による自家増殖を削除

(期待されること)

育成者権の侵害につながる恐れのある品種については、**育成者権者による許諾制とすることで、増殖量把握等が可能となり、無断譲渡等の抑止効果が期待できる**

(許諾の方法の例)

- 制限なく増殖可能であることをHP等で公開
- 個別契約による許諾
- 増殖したい旨の届出制
- 許諾を受けた団体が販売する種子の増殖を認める など

3 本県で対応を要する事項

(1) 既に登録、出願済みの品種(別添 品種登録されている県育成品種一覧 参照)

- ①海外持出し禁止の利用条件の付与 ⇒ **品種毎に検討**し、条件を付与する品種は届出

(施行時期: 令和3年4月1日、届出期間: 令和3年4月1日から令和3年9月30日まで)

- ②種苗増殖の許諾制の導入の検討 ⇒ **品種毎に検討**し、決定した方針を公表

(施行時期: 令和4年4月1日、既出願、登録品種すべてに適用)

(2) 新規に出願される品種

当該品種の振興策や種苗の生産見込み等を総合的に勘案し、国外への持出し禁止、国内の栽培地域の指定、増殖の許諾制の導入等について**方針を決定した上で、品種登録の出願**

《対応等の時期》

	(1) 出願・登録済み	(2) 新規出願
国外持出し禁止	R3.9末までに届出	出願時に届出
国内栽培地域指定	設定不可	出願時に届出
増殖の許諾	R4.4.1までに決定	出願までに決定

4 その他の改正事項

- 種苗販売時の登録品種の表示義務化…現行法では努力義務規定であった**登録品種である旨の表示**と、上記2(1)にある**利用条件の表示が義務化**される
- 権利侵害を立証しやすくする措置…侵害を疑われる品種と**出願時に提出した特性表との比較により権利侵害の立証が可能**になる(現行では、出願時の種苗との比較栽培が必要)
- 審査手数料の新設と、出願料及び登録料の引き下げ…実費相当の手数料を徴収し登録料を引き下げること、**長期間登録を維持する場合の負担が軽減**される

《育成者権の存続期間》

種苗法H10改正前 15年(永年性18年)

" H10改正後 20年(永年性25年)

" H17改正後 25年(永年性30年)

○奨励品種制度に位置付けられている県育成品種(R3.1末現在)

(1) 登録品種

	作物名	出願年度	品 種 名	系統名	品種登録	存続期間	満了予定日	種苗配布開始年次	奨励品種の別(編入年度)	法改正への対応事項	
										利用条件設定(国内限定)	増殖の許諾
1	水稲	H16	里のゆき	山形84号	H19. 8. 7	25年	(R14. 8. 8)	H17	認定 (H26)	令和3年4月1日施行「届出期間」・・・令和3年4月1日から令和3年9月30日まで	令和4年4月1日施行「施行日以降は、種苗の増殖について育成者権者の許諾制を選択できる」
2		H16	出羽の里	山形酒86号	H19. 3. 15	25年	(R14. 3. 16)	H17	奨励 (R2)		
3		H18	こゆきもち	山形糯87号	H21. 10. 30	25年	(R16. 10. 31)	H20	優良 (H22)		
4		H20	つや姫	山形97号	H23. 8. 9	25年	(R18. 8. 10)	H21	奨励 (H21)		
5		H23	出羽きらり	山形100号	H26. 7. 4	25年	(R21. 7. 5)	H24	優良 (H26)		
6		H25	山形95号	山形95号	H27. 9. 29	25年	(R22. 9. 30)	H26	認定 (H21)		
7		H26	雪女神	山形酒104号	H29. 11. 14	25年	(R24. 11. 15)	H29	奨励 (H29)		
9		H28	雪若丸	山形112号	R1. 12. 10	25年	(R26. 12. 11)	H29	奨励 (H30)		
10		H29	山形糯128号	山形糯128号	出願中	25年			認定 (H28)		
11		そば	H29	山形BW5号	山形そば5号	出願中	25年		H29		
12	おうとう	H8	紅てまり	山形C5号	H12. 12. 22	25年	(R7. 12. 23)	H10	有望 (H10)		
13		H18	紅きらり	山形C10号	H20. 3. 17	30年	(R20. 3. 18)	H19	有望 (H18)		
14		H19	紅ゆたか	山形C7号	H21. 2. 24	30年	(R21. 2. 25)	H21	有望 (H21)		
15		H29	山形C12号 (商標:やまがた紅王)	山園C12号	R2. 3. 9	30年	(R32. 3. 10)	H31	有望 (H29)		
16	りんご	H17	秋陽	山園A1号	H20. 3. 13	30年	(R20. 3. 14)	H18	優良 (H19)		
17		H19	ファーストレディ	山園A2号	H21. 3. 2	30年	(R21. 3. 3)	H21	優良 (H23)		
18	西洋なし	H7	バラード	山園P1号	H11. 9. 6	25年	(R6. 9. 7)	H8	優良 (H8)		
19		H19	メロウリッチ	山園P2号	H21. 3. 19	30年	(R21. 3. 20)	H20	有望 (H15)		
20	メロン	H15	山形メルティ	山園M5号	H18. 7. 13	25年	(R13. 7. 14)	H16	有望 (H14)		
21	いちご	H15	おとめ心	砂丘S3号	H18. 3. 24	25年	(R13. 3. 25)	H16	優良 (H17)		
22		H20	サマーティアラ	砂丘S6号	H23. 3. 9	25年	(R23. 3. 10)	H21	優良 (H23)		
23	ふきのとう	H22	春音	最上F1号	H24. 2. 29	25年	(R19. 3. 1)	H23	有望 (H22)		
24	たらのき	H26	最上A2号 (商標:春かおり)	最上A2号	H29. 2. 8	30年	(R29. 2. 9)	H28	有望 (H25)		
25	食用ぎく	H26	山園K4号 (商標:菊名月)	山園K4号	H29. 11. 13	25年	(R24. 11. 14)	H28	有望 (H25)		
26	トルコぎきょう	H22	プチスノー	山園E1号	H24. 4. 4	25年	R3. 4. 5	H22	有望 (H22)		
27	べにばな	H22	夏祭	山園SA1号	H23. 8. 9	25年	(R18. 8. 10)	H22	有望 (H22)		

(2) 一般品種(期間満了等により登録失効した品種)(H元年以降に出願したもの)

	作物名	出願年度	品 種 名	系統名	品種登録	存続期間	取消・失効	種苗配布開始年次	奨励品種の別(編入年度)	法改正への対応事項	
										利用条件設定(国内限定)	増殖の許諾
2	水稲		どまんなか		H5. 1. 18	15年	H20. 1. 19	H3	認定	種苗法の対象外「設定不可」	種苗法の対象外「増殖に許諾不要」
3			はえぬき		H5. 1. 18	15年	H20. 1. 19	H3	奨励 (H2)		
4			出羽燦々		H9. 3. 19	15年	H24. 3. 20	H7	奨励 (R2)		
8			山形糯110号	山形糯110号	H27. 9. 29	25年	R2. 9. 30	H26	有望 (H24)		
9			山形糯98号	山形糯98号	H29. 10. 24	25年	R2. 10. 25	H28	有望 (H26)		
10	そば		でわかおり	山形そば4号	H11. 11. 25	20年	R1. 11. 26	H8	奨励 (H16)		
11	おうとう		紅さやか		H3. 11. 19	18年	H21. 11. 20	H4	優良		
12			紅秀峰		H3. 11. 19	18年	H21. 11. 20	H4	奨励		